

社会資本整備審議会 計画部会（第21回）及び河川分科会（第45回）合同会議

2011年12月14日

【大江政策調査専門官】 皆様、お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会、計画部会及び河川分科会の合同会議を開催いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭の司会進行をしばらく務めさせていただきます総合政策局の大江でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まずお手元の資料を確認させていただきます。本日の資料は配付資料一覧でございますとおおり、資料1、2、それから参考資料1、2、3の資料でございます。配付漏れ等ございましたらお知らせください。

次に、議事の公開でございますが、本日の会議は報道関係者の方々に傍聴をいただいております。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

次に、今回新たにご就任いただいた先生がいらっしゃいますので、担当課長よりご紹介させていただきます。

【山崎総務課長】 水管理・国土保全局総務課長の山崎でございます。河川分科会におきましては、津波防災地域づくりに関するご審議をいただくため、12月9日付で新たに磯部雅彦委員、今村文彦委員の2名にご就任いただきましたので、ここでご紹介させていただきます。

まず、磯部雅彦委員でございます。

【磯部委員】 磯部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【山崎総務課長】 磯部委員には、引き続き計画部会にも所属いただいております。

本日は、今村委員はご欠席でございます。

【大江政策調査専門官】 続きまして、本日出席の副大臣、政務官をご紹介させていただきます。

まず奥田建国土交通副大臣でございます。

【奥田副大臣】 今日はどうもありがとうございます。

【大江政策調査専門官】 続きまして、津島恭一国土交通大臣政務官でございます。

【津島政務官】 どうぞよろしく申し上げます。

【大江政策調査専門官】 それでは、これ以降の進行は、計画部会長であり河川分科会長でもいらっしゃいます福岡先生にお願いをしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【福岡部会長】 福岡でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、議事に先立ちまして、奥田副大臣からごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【奥田副大臣】 議長のほうのご指名で、ごあいさつを一言申し上げさせていただきますと思ひます。

社会資本整備審議会計画部会、並びに河川分科会の合同会議の開催に際し、また本日もご出席をいただきましたこと、皆様方に御礼を申し上げます。

国土交通省では、7月6日に当審議会からいただいた津波防災まちづくりの考え方に関する緊急提言を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律案を先の臨時国会に提出させていただきました。

国会におきましては、最大クラスの津波にどう対応していくのか、国としてどのような責任を果たしていくのかといった議論がなされた上、衆議院、参議院ともに全会一致で可決し、先週7日に成立したところであります。この法案が、各方面からの議論に耐えることができたこと、そしてまたスムーズに成立させていただきましたことは、ひとえに当審議会から、専門的な見地から全面的なバックアップをいただいていたからこそと感謝を申し上げます。

私としましても、東日本大震災のような悲惨な経験が二度と繰り返されることのないよう、津波防災地域づくりを全国において推進していくことの重要性を強く感じている次第です。

本日は、この法案施行後の基本方針、この速やかな策定に向けまして、各委員より活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつと御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

【大江政策調査専門官】 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降のカメラ撮影のほうはご遠慮いただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

(カメラ退室)

【福岡部会長】 では、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず初めに、津波防災地域づくりに関するこれまでの経緯につきまして、簡単にご報告させていただきたいと存じます。

ただいま、副大臣からもお話がありました。関連しますが、本年3月の東日本大震災を受けまして、5月の計画部会において、大島前国土交通大臣から、津波防災まちづくりについて、早期に一定の方向を示してほしいとのご要請をいただきました。

これを受けて、7月の計画部会では、津波防災まちづくりの考え方として、緊急提言を取りまとめさせていただいたところであり。この緊急提言については、政府の復興基本方針においても、推進すべきものと位置づけられました。

これを受け、国土交通省を中心にその制度化に向けた検討が進められ、本年10月、津波防災地域づくりに関する法律案として臨時国会に提出され、12月7日には全会一致で可決・成立したところであり。

この津波防災地域づくりに関する法律では、社会資本整備審議会が、国が策定する津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針、いわゆる基本指針や津波浸水想定について、国土交通大臣に対して意見を述べるとされています。

法律の施行日については、現在政府において調整中と伺っておりますが、法律施行後は、計画部会と河川分科会に付託し、ご審議いただく予定となっております。

この基本方針については、法律施行後、速やかに被災地だけでなく、津波被害が予想される全国の地方公共団体にお示しするよう、国会からも要請されております。

そのため、本日は津波防災地域づくりについて、計画部会及び河川分科会の委員の皆様にお集まりいただき、ご意見を伺うため、合同会議を開催させていただきました。

それでは事務局より、津波防災地域づくり法について説明をお願いします。

【金井総合政策局参事官】 事務局を担当しております総合政策局の参事官の金井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座らせて説明させていただきます。

まず資料1を使いまして、津波防災地域づくりに関する法律につきまして、簡単にご説明を申し上げたいと存じます。計画部会の先生方におかれましては、11月2日の計画部会で閣議決定後にご説明申し上げた次第でございますが、この際、再度改めましてご説明申し上げたいと存じます。

まず1ページ目でございます。「概要」の紙を使いまして、簡単に全体像をご説明申し上げます。この法律は、先ほど来からご説明がございますように、7月6日の社会資本整備

審議会計画部会からの緊急提言をお受けいたしまして、その精神に基づきまして作り上げたものでございます。一番最初の箱に書いてございますように、その提言の中でご提言いただいた、まず全国で活用可能な一般的な制度であること、そして、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進することということを理念といたしまして、法律の内容としているということでございます。

概要のところでございますが、まず、国土交通大臣が、それぞれの事項につきまして、基本指針を定めるということになっております。それを踏まえまして、それぞれのものが決められていくということになります。次のところでございますが、津波浸水想定の設定ということで、都道府県知事が、これは津波浸水想定を設定し、公表するというものになっております。

そして、さらに市長村が、地域づくりを総合的に推進するための計画というものを作成するというところでございます。それを作成いたしまして、その区域の中で、下に書いてございますように、3つの特例が使えるということと、さらに都市計画の関係の特例もご用意したところがございます。

そして、さらにその次でございますが、津波防護施設の管理ということ。これは都道府県知事または市町村長が整備管理を行うということでございますが、盛土構造物でありますとか、閘門等といった津波防護施設を新設、改良するという内容になってございます。

そして最後でございますが、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定ということ。津波災害警戒区域のほうは、警戒避難体制を特に整備する区域ということで、指定をします。また、津波災害特別警戒区域につきましては、一定の開発行為、建築制限をすべき土地ということで、区域が設定されることとなっております。

2ページ目でございますが、2ページ目はこの法律の関係法律の整備ということでございますが、上の箱は関連する法律の規定の整備でございますので、説明を省略させていただきます。下の箱の部分につきましては、今回水防法の改正を行いまして、特に目的規定の中に、これまでは津波は高潮の中で概念として読んでおったわけではありますが、津波というものを明確化しまして規定をいたしました。その他の水防法の改正をしたということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。簡単にそれぞれの施策をまとめておりますが、まず基本指針の概要であります。基本指針につきましては、この津波防災地域づくりを総合的に推進するために、基本的な方向を示すものでございまして。これに基づきまして、

それぞれの法に基づく措置が行われるということになります。

策定主体は国土交通大臣でございますが、先ほど来からお話ございましたように、社会資本整備審議会からご意見をいただくということが法定をされております。また、関係省庁との協議を行うことにより策定をするということでありまして、記載事項につきましては、その真ん中あたりにございます5項目でございます。

1つは、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項ということでございます。それから2点目、これは基礎調査というのは、これ津波浸水想定、3番目に出てまいります。これを設定するための調査でございますが、基礎調査についての指針。そして3番目は、津波浸水想定の設定についての指針。そして4番目、これは市長村がつくります推進計画の作成についての指針。そして5番目が、警戒区域及び特別警戒区域の指定に関する指針。この5項目を定めることということが法定をされております。これを踏まえまして、それぞれの施策が進められるということになるわけでありまして、

4ページ目に移らせていただきます。推進計画の概要が書かれております。これ、先ほどから申し上げておりますように、市長村が作成する、まあハード・ソフトを総合的に組み合わせた津波防災地域づくりの姿を、地域の実情に応じて描くものでございます。

記載事項はたくさん書いてございますが、主に区域、それから基本的な方針、そして土地利用・警戒避難体制の整備、それからそれぞれの推進のための事業、事務、これについて書くこととされております。これは、また後ほど基本指針の3の中で出てまいりますので、その中で詳しくご説明をさせていただきます。

それから5ページ目でありまして、5ページ目は警戒区域、特別警戒区域の考え方、それと防護施設についての説明をした資料でございます。

左側が、区域の話でございますが、まず上が、真ん中辺に「津波から逃げる」というところで、津波災害警戒区域というものがございます。ここには、警戒避難体制を整備するということでございまして、市長村の地域防災計画にその体制に関する事項を記載するでありますとか、ハザードマップをつくるでありますとか、そういった内容のことを行う区域ということにしてございます。

そして、さらにその左側の下側でございますが、「津波を避ける」ということで、津波災害特別警戒区域ということが書かれてございますが、これは2段階に分かれておりまして、オレンジゾーンと書かれている部分が、病院や社会福祉施設、これは災害弱者のような方々がいらっしゃるところでございますが、そういう方の居室の床の高さが津波で水深以上で

あるということを建築の条件とするということでございます。さらに、これは選択性になりますが、赤いところでありますが、市長村条例で定めますと、住宅等にも同じような規制を追加することができるという規定を設けております。

それから、右側でございますが、津波防護施設ということ。これはちょっとわかりにくい表現かもしれませんが、右側の下の絵を見ていただければと思います。真ん中あたりに道路を、すみません、非常に小さい字で申しわけありませんが、指定津波防護施設というところでございますが、こういったイメージの盛土構造物なんかを活用しまして、例えば道路には交差する部分に穴があいていますので、こういうところに閘門を設置したりですね、そういったようなものをつくって行って、津波の浸水の拡大を防ぐという機能を持たせるというものでございます。

参考資料がその後についてございますが、特例関係の資料でございます。簡単にご説明しますと、6ページ目が津波防災住宅等建設区、これ土地区画整理事業の特例のものでございます。通常、消防の原則で、もとの土地に換地をされるわけでありますが、安全なところに換地の申し出をすれば、移転することができるといった内容の特例でございます。

7ページ目は津波避難ビルの容積率の緩和ということ。絵にもありますように、防災用の備蓄倉庫でございますとか、自家発電の設備、こういったものを避難ビルに設置する場合につきましては、容積率を不算入にするという特例でございます。

それから8ページ目でございますが、拠点市街地の整備ということ。これにつきましては、都市計画の特例ということで、都市施設、一団地で絵にかいておりますような、例えば業務系でありますとか、住宅・公益系の部分につきましては、全体的に整備を行うといったようなことができる都市計画を決定することができるという特例でございます。

最後、9ページでございますが、これは同時にできました東日本大震災の復興特区法というのがございますが、これとの関係を整理したものでございまして、最初の部分は予算、関連予算がついているという部分、拠点市街地の整備であります。

それから、指定避難施設につきましては、税制がついております。

そして、さらに津波避難建築物、ビルの容積率の緩和でありますとか、津波防護施設につきましては、この推進計画を前提にして、私どもの法律では整備をされることとなりますが、被災地につきましては、この特区法の中で復興整備計画というのがございますので、その復興整備計画をつくれれば、私ども推進計画をつくらずとも、いわゆるワンストップでこの整備ができるといったような措置を設けているということをご説明したものでござい

ます。非常に駆け足でございますが、法律の概要は以上でございます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

【岸委員】 よろしいですか。

【福岡部会長】 はい、どうぞ。岸委員、お願いします。

【岸委員】 警戒区域の設定に当たっては、津波の水の高さの想定に基づいて、それだけかどうかわかりませんが、設定されていると思うんですけども、地域においては、例えば200年、300年、500年に一度の豪雨が降ると、津波想定水位ではセーフだが、豪雨ではそれより上がっちゃうというようなところもあるはずなのですが、調整できているかどうかかわかりませんが、そのあたりについての検討はどうなっているのでしょうか。

【福岡部会長】 いかがでしょうか。それでは河川総務課長、お願いします。

【山崎総務課長】 今回の法律は、津波に対する対策のための法律でございます。雨に対しては、別途水防法という法律がありまして、その中で洪水に対して浸水想定をつくるという規定が既にありまして、全国でそういう浸水想定をつくっていると、現につくっている状況でございます。

ですから、まあ津波の場合の浸水想定と、豪雨の場合の浸水想定、実際には違うことがあります。今回、水防法の中に入れていたんですけども、そこはばらばらだとわかりにくいので、やっぱり同じハザードマップをつくるにしても、津波の場合と、その洪水の場合とをきちんと一覽性を持たせて見えるようにしてくださいと、そんな法律改正と一緒にやらせていただいております。

【岸委員】 ちょっといいですか。

【福岡部会長】 はい、どうぞ。

【岸委員】 すみません、ちょっと具体的な県を背負っておりますので。神奈川県がこの動きに合わせて、東京湾の津波の高さを公表して、浸水地域も新聞報道しているんですけども、例えば多摩川とか鶴見川の河口域については、鶴見川については150分の1の豪雨に対する浸水想定、多摩川については200分の1の浸水想定、想定が違うんですけども、津波については数百年のスパンでのというか、これはエネルギーの蓄積があるからメカニズムが違うんですけども、それで推定されていて。水害のほうは、たかだか200年に1度なんです。

それで図面を見た市民が、津波が極端な話、もっと恐ろしいものかと思ったけれども、そうでないと。津波のほうが豪雨水害よりも、これ一般的な今の雰囲気として怖いとおっしゃるので、実際ギャップが生じています。だから、浸水被害で500年に1度の大雨が降ったときのハザードマップは存在しませんので、そのあたりのギャップを埋める、これから埋めていっていただきたいと思うんですが、そのあたりの意識は市民、津波で浸水しよう、豪雨で浸水しよう、浸水は浸水ですので、調整をぜひ、今すぐできているかという質問ではなくて、そのあたりかなり問題があると思っていますので、調整していただきたいと思います。

【福岡部会長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょう。

はい、どうぞ、木場委員。

【木場委員】 ありがとうございます。細かいことかもしれませんが、専門家ではないのであえてお伺いします。

5ページの津波から逃げるというところで、左上に避難施設のイメージという写真があるのですが、私にはこれだけでは避難施設というものの特徴というものが伝わってこないのですが、大体どういうことを想定して避難施設をつくっているのか教えてください。

あと関連して、7ページにも資料のほうで避難ビルがあります。こちらはかなりわかりやすく書いてあるのですが、例えば湘南海岸などで、100名程度収容できる非難ビルを計画中というニュースが流れておりましたが、それはこの図のように下のほうが空洞で、人は一番上において、その下にいろいろと食糧などがある形をイメージをしているのか。つまり、避難施設というものの規定を教え頂きたい。お願いいたします。

【福岡部会長】 それでは、お願いします。では、水政課長お願いします。

【藤原水政課長】 今、木場委員からご質問ありました件でございますが、まず、避難施設の写真ですけれども、多分左側の上のほうのビルが、ここの上のほうの階に避難をするというイメージだと思います。これ、多分右の写真は屋上のところに上がって、避難の訓練をしたという形であると考えております。

それから、参考の資料の7ページの避難ビルのイメージですけれども、従来、備蓄倉庫とか自家発電施設などを、これを地下のほうに設けるといような、そういうことも多かったのではないかと思いますけれども、この場合、浸水などでやはり地下にございますと、浸水の結果、こういった発電などの施設が機能しなくなるということもありますので、このイメージとしては、浸水から安全なところにこういった機械、あるいは備蓄物資などを



置くといったようなイメージで。

その際、まあ上のほうの階高をそれだけ使ってしまうので、そのところを、まあこういうものを上のほうの階に設けても、容積率上参入されてしまって、ほかの床面積を食うというか、減らさざるを得ないというようなことがないように、こういった部分については、都市計画法や建築基準法で定められています容積率のほうに影響しないということにしまして、こういったものを上のほうの階に設置していただいても、建築上の制約がないようにということでございます。

それで、避難される方は、この避難用階段、こういったものを確保していただいて、屋上に避難スペースがあるといったことを、一定の基準に基づきまして今回の避難ビルの基準というようなものをつくっておりますので、そのような運用をしていくというイメージ図でございます。

【木場委員】 ありがとうございます。そうすると、その下の空洞になっているようなところの高さは、その土地土地で想定される水の高さによって決められるということなのですか。

【藤原水政課長】 そういった基準もですね、津波に対しても安全な建物であるということが、こういった避難施設として指定する場合の基準というように、この法律はなっております。

【木場委員】 どうもありがとうございます。

【福岡部会長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

はい、じゃあ辻本委員。

【辻本委員】 法律でどういうところまでカバーしようかというのは、それぞれ目的があつてよくわかりませんが、津波に襲われる地域ということであれば、具体的には防潮堤の外側、すなわち海側の活動域というものがあると思います。いわゆる水産関係とかがそうですね。現実に東日本震災でやられているところに、防潮堤の外側があります。このような区域は縛らないのでしょうか。道路のほうには閘門という言葉がありますけれども、防潮堤には、実はおびただしいほどの陸閘があつて、かつ堤防の外側、海側での活動が現実には多いし、海岸沿いではそういう活動をなかなか禁止できないし、むしろうまく使っていないといけないような状況にあると思うのですが、その辺までは、法律ではどういうふうに関かけしていくんでしょう。

【福岡部会長】 それでは総務課長、お願いします。

【山崎総務課長】 水産加工施設とか集中しているところが、まあ防潮堤の外ということもあると思うんですけども、そういうところでも、実際に生活、生活というか昼間働いている方もいらっしゃるので、当然そういったところには、やっぱり警戒避難体制というのは、きちんと整備していただかないといけないと思っております。まあ、そういったところで、警戒区域を指定して、水産作業をされている方の避難ビルをつくったりとか避難訓練をしたりと、そういったことは非常に重要なことだと思っております。

それから、またそういったところは非常に津波が来たときに、一番海側なので、非常に危ない、非常に危険なところがございます。そういったところで特別警戒区域を指定すると、水産加工とかそういった事業はオーケーですが、例えば病院をつくる時には、かなり床を高く、病室を高くするとかですね、住宅ですとなかなか非常に危ないところなので、かなり床を高くしないと建てられないという一定の規制をかけるということもできるようにはしております。ただし、そういう作業的な、そういったものを規制するという、特別警戒区域はもともとそういったものを規制する区域ではございませんので、そういった作業は当然続けられて、いざというときには避難体制をするというふうなことになるかと思っております。

【辻本委員】 今の特別警戒区域ですか、という形で防潮堤の海側もかかっているというふうに見たらいいわけですか。

【山崎総務課長】 かけることができると、まあ地域の選択です。ね。

【辻本委員】 そういうことをもう想定しながら、法律ができているということですね。

【山崎総務課長】 はい、そういうことです。

【辻本委員】 ありがとうございます。

【福岡部会長】 ほかに。

どうぞ、富澤委員。

【富澤委員】 一つ質問なんですけれども、今度の法律は、この警戒区域等のこの設定と同時に、6ページにあるように、建設区制度の創設というのが一つの特徴になっていると思うんですけども、これを見ると、基本的には職住分離というんですかね、仕事の場と住宅地を分けて、住宅地は高いところに持ってくるという、こういうように図解がされていて、それに伴って市役所なんか高いところに置くと。多分、津波でほぼ壊滅した陸前高田市なんかのイメージが、こうわいてくるんですね。今、低いところはもう全滅しちゃって、市役所もそれから仮設住宅も、みんな高いところへ上がってやっていますけれど

も。

住民の話の中で、今後どうやって復興していくかというときに、家はまあ高いところにつくる。それから商店やなんかをやっている人は、もうちょっと低いところで商売やると。こうなるとですね、やっぱり二重にお金がかかると思いますか、庶民にとっては大変なことなんだろうと思いますけれども。ここでは、換地の申し出をすることはできるという特例になっていますけれども、そういう資金的な問題なんかは、この法律のらち外になるのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

【福岡部会長】 それではお願いします。

【金井総合政策局参事官】 今のご質問の件でございますが、この津波防災住宅等建設区の制度という観点で申し上げますと、まさにこの土地区画整理事業の特例でございますので、まあ換地ということで、もともと権利を持っておられる方が、本来ですと、例えばこれで申しますと海辺にお持ちの方が、そのところで換地をされるというのが前提になっている制度で、もともとの制度はそうなっておりますけれども、それが、高台の安全なところに申し出があれば、換地をすることができるということでございますので。

そういう換地での特例があるという以外は、基本的には区画整理事業のそもそもの原則に従った制度でありますので。資金的な部分というのは、先生がおっしゃっているのは、何か特別な資金が必要なのかということなのかなと思うんですけれども、制度としては区画整理の事業制度を使ってやっていく制度でございますので、特段それ以上のものではないということであります。ちょっと、都市計画課長から補足します。

【富澤委員】 今ですね、多分このイメージ図、6ページのイメージ図でいうと、真ん中の中間的な場所に、商店なんかやっている人はいると思うんですよね。それは、職住一致で、商売やりながらそこに住んでいると、こういう人がほとんどだと思うんですけれども、それが、まあ今度は住まいとしてもっと高い安全なところへ行くと、これはまあそのとおりなんです、商売は従来のところで行きたいと、こうなると、資金が二重に要るわけですね。で、どうもそういう人たちの話を聞くと、とてもそこまで資金が足りないので、やっていけないというような声が多いように聞こえるんですが、その辺のところの対応というのは、この法律では対応していない、また別のあれになるんでしょうかという質問なんです。

【和田都市計画課長】 今のお話は、主に復興のお話かと思います。復興のところにつきましては、もちろんこの法律以外に、復興特区法という形で法律のスキームは別途あり

ますが、いずれにしても、法律はある意味手段でございまして、公共団体のほうで、どういう復興後の町をつくるのかということを描いていただいて、それを法律、あるいは復興交付金という形で応援していくことにしております。

その中で、例えばこの絵にあるような区画整理事業というのも、一つの事業手法で、これだけが方法というわけではございません。例えばこの方法の中でも、どうしても商店、真ん中に残りたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、もしご希望があれば上のほうに住宅とともに移っていくという、この絵にもかいてありますが、ということも可能でございます。

また、多少別れたり何だりして、資金的な面でというところは、ここは経済産業省の中小企業庁のほうで商店街の復興等をやっておりますので、そういった予算措置の中で対応できる部分が多いかなと思っております。

【福岡部会長】 よろしいでしょうか。

【富澤委員】 はい。

【福岡部会長】 ありがとうございます。

では原田委員。

【原田委員】 ご説明ありがとうございました。津波防災地域づくりに関する法律の制定等を迅速に進めていただいて、大変にありがたいと思います。

5 ページのところでお聞きしたいんですけども、イエロー、オレンジ、レッドですかね、色分けされていて、こういう形の規制をやっていくと。これを地域の実情に合わせてこれから展開していくということになると思いますが、復興とか、津波の被害を受けているところは、現在進行している復興の計画といかに足並みをそろえてやっていくかということかと思いますが、津波による大きな被害が想定される地域についても、この規制がかかっていくということで考えていくと、オレンジのところ、あるいはレッドは条例ということなんですけれども、現在この規制、土地利用規制に合わない形で建っている建物等がたくさんある中に、この指定が入っていくと。通常、新しい土地利用規制が入れば、そういうことは常に起こるわけですが、この場合は命を守るというようなことにかかわるような規制であると。そういうときに、そういう既存の不適合の問題ですね、その不適合のものについて、何か特別の扱いをするのか、あるいはそういうものが、市場経済の中で淘汰していくような、何か特別なあめみみたいなものを与えるのか、強制的な目標年を切るのか、その辺のことについては、何か検討がございませうでしょうか。

【福岡部会長】 水政課長。

【藤原水政課長】 今の既存不適格の件について、お答えさせていただきます。基本的には、この建築規制というのは、新築などが行われるときに規制をするということで、基本的には、建築基準法の既存不適格と同じような、規制と観点からは同じ観点でございます。

ただ、やはり現在の状況が危険だということで、そういう共通の認識を地域の方々の中で持たれまして、それで町の構造自体も変えていかなければならないという点については、今回の法律の中でいろいろ予定しておりますいろいろな特別の措置を使って、新たなまちづくりを展開していただくというようなことを期待して、組み立てた法律ということでございます。

【原田委員】 わかりました。法律的には通常のものと同じだけれども、やろうと地域の合意があればできるメニューをいろいろそろえているよと、そういう説明ですね。はい、わかりました。

【福岡部会長】 それでは、越澤委員とそれから小浦委員で。それで、櫻井委員が。簡単に、それぞれでよろしくお願いします。

【越澤委員】 それでは、要領よく質問します。まず、資料1の3ページで基本方針の策定手続がございますが、この社整審でございますけれども、これについては今後、例えば東京での社整審ということで策定しようということなのか。今、例えば道路分科会ですと、ブロック別に議論するというをしておりますけれども、多分、おそらくオールジャパンでこれ基本指針をつくるのではなくて、当然地域別に当然ながらつくることに、おそらくなろうかと思うんですが、そこら辺が、現時点でどういうふうにお考えなのか1点です。

それからもう一つは、4ページのところでございますが、地籍調査の実施、確かにそうなんです、実際、実は地籍調査の問題点は、民民の境界の確定が、今まで行政があまり介入していないので、その部分がどうしてもできないというのが多いんですね。ですから、これは民民の境界確定をむしろ行政が積極的にその間に入るようなことをしないと、現実には無理なので、やっぱりそこまで踏み込むお考えはあるのかどうかというのが1点あります。

それからもう一つは、先ほども別の方からもご質問がありましたが、ページ7のところの津波避難ビルの容積率の緩和ですけれども、これは、いわゆる商業建築だけが対象なの

か、あるいは例えば集合住宅のみ、あるいは集合住宅と店舗が併用とかですね、そういうものが除外なのかどうかということ。もう一つは、こういう地方都市では、容積率をいっぱい使っていない地域が結構多くて。ですから、インセンティブにあまりならない気がするんです。

ですから、やはりここに直接関係する予算・租税措置はなしとありますけれども、やはりこういうものを想定したビルの大規模改修なり、新築のときの一定程度の何らかの住宅局なりの補助なり、あるいは固定資産税になりますが、例えば5年間少し固定資産財を減免するとかいろいろな意図、容積率そのものでは、おそらくインセンティブが弱いのではないのかなど。趣旨についておかしいと言っている意味じゃなくて、実態としてそこまで容積を使い切っていないのが、この多分津波で被害を想定される地域だと思えますので。一応、それは意見であります。

【福岡部会長】 それでは、最初の2つ、よろしくをお願いします。

【金井総合政策局参事官】 基本指針につきましては、後ほどご説明する内容でございますのであれですが、原則としては、まず基本指針としては全国のものをつくる予定にしております。当然、その細かい部分に関しては、それ以外の技術的助言等々をやりたいとは思っておりますが、指針としては全国一つとして策定したいと考えてございます。

それから地籍調査の部分に関しては、これはご指摘のようなことはままするかと思えますが、基本的には推進計画の中で市町村がどういう形でこれを実施していくかということを書いていただくということでございますので、そのあたりで、それぞれ対応が市町村によって違うことになるのかなどは考えている次第でございます。以上でございます。

【福岡部会長】 それでは、また後ほど。

【藤原水政課長】 すみません、避難施設の関係のご質問があったかと思えます。

【福岡部会長】 はい、どうぞ。

【藤原水政課長】 避難施設の関係のご質問にお答えいたします。

まず、避難ビルということでここに書いてありますけれども、そちらの用途のほうは、特に限定はございません。一定の津波に対する安全の基準を擁していることなど、こういった条件しかありませんので、用途の条件はございません。

それから、この容積率の緩和についての予算・税制措置はなしというふうになっていまして、容積率の点については、これはないんですけれども、ただ避難施設を新たに建てよ

うといった場合は、この避難に資する避難階段ですとか屋上のスペースですとか、そういった部分にかかる固定資産税について、5年間は2分の1の額になるという税制上の特例措置を用意しております。

それから、24年度予算のほうで、予算措置なども盛り込んでいるという段階でございますので、そういった点のインセンティブは用意しているという状況でございます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

それでは、小浦委員。

**【小浦委員】** 先ほどのレッドゾーンの話に関連するんですけども、指定はするけれども、特にそこを居住を変えていくというんですかね、事前に転居させるというんですかね、事前の対応をしていくというような仕組みというのを持っていないというふうに理解したんですけども、それでいいのかということが、その理解でいいのかという確認が1点と。

それから、拠点市街地の整備に関する制度のところ、一団地の都市計画をするというふうに説明があったかと思うんですけども、この都市計画で一体何を決めて、何を、その全体の都市計画の中でどういう位置づけになるのかということ。それから、推進計画の中の浸水想定区域における土地利用ということは、計画するということになっていますが、区域推進計画の区域の中の土地利用と、それから推進想定区域の土地利用と、この一団地の都市計画という、この計画の関係はどうなっているのかということをお教えください。

**【福岡部会長】** それでは事務局。

**【藤原水政課長】** まず、特別警戒区域のほうのご質問にお答えいたします。

先ほど、ほかの方もご質問にお答えしましたけれども、基本的には新築等の行為を規制するという組み立てになっておりますけれども、法律の中では特別警戒区域内の建築物が損壊や浸水して、住民統制に著しい危険、危害が生ずるおそれ大きいと認めるときには、都道府県知事はその所有者等に対しまして、いろんな必要な措置を勧告するということができます。さらに、移転の必要があるといったような場合には、土地の新たな取得についてのあっせんなどの必要な措置を講ずるよう、努力義務という形で法律の中には置いております。

ということですので、その実効的な措置として、未然防止といいますか、警戒、特別警戒区域をかけて、その条件に合わないものを除却するとか移転するとかということは、法律には盛り込んでおりませんというのが、この法律の組み立てでございます。

ですから、ある意味ではこういったものを、有効に欠けるといったケースを、想定ですけども、例えば、現在津波で市街地がかなり家が流されてしまって、今も更地になっているようなところに、新たにそこにまた戻ってくるようなときに規制をかけるといったようなことを、地元のコンセンサスを得てこういった区域を指定していただかなければ、そういったところでは有効に働く面がかなりあるのではないかと、期待しているところでございます。

**【福岡部会長】** 都市計画課長。

**【和田都市計画課長】** それから、都市計画のほうでございますが。まず何が都市計画に書かれるのかといいますと、8ページのこの絵のところにありますように、ここにありますような、もともと都市計画の中に一団の住宅施設というのがありますが、それが住宅だけではなくて、上物でいえば行政施設だとか医療・福祉施設だとか、こういった建物、それから道路とかそういったもの、それを複合一体となったものを都市施設として都市計画に書いていただくというものでございます。

エリアの先ほどのご質問につきましては、これは基本的に、予防というよりは復興のほうで使われるものかなと思っておりますが、津波が来ないような場所に、ほんとうに大事な機能をちょっと丸ごと移しましょうというものですので、先ほどお話のありましたような、警戒区域等の津波が来るかもしれないから用心しましょうという場所とは、違ったところにつくられるということが普通かなと思っております。

**【福岡部会長】** 簡単をお願いします。

**【小浦委員】** 大都市部は、多分おっしゃることよくわかるんですけども、結構、地方の人口が粗密になっているようなところの土地利用を再編するような中で、こういう拠点を安全なところにまとめていくような、そういう想定はないんですか。

**【和田都市計画課長】** そこは、それぞれの公共団体がどう考えて使っていただくかという、復興全体の基本方針が市町村を尊重するということになっていきますので、その中でお使いいただくことかなと思っております。使おうと思えば、できます。

**【小浦委員】** 事前でもいいんですね。復興ではなくて、これ全国の法律ですから、全国のそういう過疎というか、ある程度縮退を考えていかなければならないような状況においても、同じと考えてよろしいですか。

**【和田都市計画課長】** そこは、予算措置がついておりませんので、そういう前提でお使いいただくということであれば、可能かと思えます。



【小浦委員】 一団地についていないということですね。一団地の都市計画という制度だけがあると、そういうことですね。

【和田都市計画課長】 はい。

【小浦委員】 わかりました。

【福岡部会長】 ありがとうございます。それでは、最後に櫻井委員。

【櫻井委員】 すみません。今、ちょっと見たばかりで、あまり全体像が理解できていないんですけども。

まず第1点は、今回の法律は津波、要するに防災関係の対策と、それからまちづくりというところがドッキングしているように読めるんですけども、単純にバンドルしたのではなくて、何かコンセプトとして新しい部分というのは、ここの中に入っているのかということですね。ですから、海岸法とか、あるいは河川法とか、基本的に災害対策の法律なわけですけども。それと都市計画、建築基準法というのは、なかなか融合したくてもできなかつたということで、融合みたいところがあるのか、ないのかということ、端的に教えていただければありがたいということが第1点です。

それから第2点目は、津波災害警戒区域にせよ、特別警戒区域にせよ、これ知事が指定できるというふうになっていますが、現時点で、例えば都道府県単位でということになると、どのぐらいの都道府県がこの区域を使う、実際に指定をするという予測を持っておられるのか。あるいは、そういう動きを現実には被災地の側で幾つ県があるのかということが、ちょっと見込みをお聞きしたいと。

とりわけ、この特別警戒区域みたいな規制をかけるというものについては、こういうタイプの法律の問題は、枠はあるんですけども、それが使われないというところが大問題で。先ほど、何か地元のコンセンサスを得てというのをおっしゃいましたけれども、手続的にそういうのが仕組みられている、あるいは予定されているということなんでしょうか。そうすると、なかなかそういう場合は、規制をかけようとする多分できないというのが、関連法律、今までの仕組みとしてはあつたのではないかと思うので、その執行の部分について、どのぐらい配慮されているのか。法律つくりましたと、あとはやってくださいというのだと、既に法のつくり方としてはちょっと無責任かなという感じがしているところがあります。

あと、余分なことなんですけれども、多重防御という言葉は、これは法律の提案の説明の中にも出てくる言葉なんですけど、イメージとしては、原子力行政のところに使われてい

る言葉と理解しておりますけれども、何か破綻したというのがですね、イメージとして先行するので、いいのかなという感じはちょっと感想として持ったところです。以上でございます。

【福岡部会長】 それでは、2つお願いします。

【金井総合政策局参事官】 まず1点目でございますが、これ、まさに緊急提言でいただいた内容でございます。今回の東日本大震災を見ますと、海岸堤防で守ってきたというところではありますが、それを超えてきたということでもありますので、そういうことも想定しまして、面的な部分での措置も必要だろうということで、例えば海岸堤防でありますとか、そういったハードにプラスしまして、避難とかそういったものを、ソフト的なものを加えまして、ハード・ソフトでいろんな観点からこの津波対策をしていこうというのが、そもそものコンセプトとしてこの法律が発効しておりますので。先ほどおっしゃられたような防災とまちづくり、まさにそれを融合させるというか、そういう両方の面で対策をとっていくことによって、人々の命を守っていくというのが、そもそものコンセプトということでできている法律でございますので、まさに、おっしゃっておられることを基本的な、形としてはそういう形としてできている法律と、我々としては考えております。

【櫻井委員】 それは、スキーム自体がそうなっているんですか。統一的な判断権者がいるとか、そういう制度論としてどうかということですが。

【金井総合政策局参事官】 市町村がつくる推進計画というのが、まさにそれを、一番すべてを含むものだと思っております。ハードもソフトも、すべてその推進計画の中に市町村が決められるという形にしてございますので、市町村のほうでいろんなものを組み合わせ、どういった形で防災のまちづくりをやっていくのかということを考えていただくという仕組みにしてございます。

【福岡部会長】 よろしいですか。

【櫻井委員】 もう一点。

【福岡部会長】 ああ、そうですね、もう一点お願いします。

【櫻井委員】 警戒区域で。

【藤原水政課長】 区域の指定の関係について、お答え申し上げます。

まず、2つのゾーンを指定することができるという組み立てになっておりますが、まず、警戒区域のほうでございますけれども、こちらについては規制をかけるエリアというよりは、浸水想定に基づきまして、津波の水が及ぶ範囲とその深さをお示しするということを

お知らせしまして、それに基づいていろんな警戒避難体制の、津波についての警戒避難体制をそのエリアの中では充実させていただくという組み立てでございます。

したがって、津波浸水想定の設定の結果ですね。やはりある程度の規模、まとまった規模でこの津波の被害が及ぶというところについては、幅広くこういった指定をしていただいて、例えば地域の防災計画などにきちんと津波についてのどんな被害が想定されるのかということと、どのようにじゃあそこで安全に、安全を確保するのかといったことを、特にこの市町村のほうの努力で、そういったものを充実させていただきたいというのが、警戒区域の趣旨でございます。

それから、特別警戒区域のほうでございます。こちら、確かに建築規制はかかるんですけども、基本的には社会福祉施設であるとか、病院であるとか、学校であるとか、こういう災害、いわゆる災害弱者と呼ばれる方が利用したり滞在したりする、こういった施設について、例えば一定の階高の上に居室を設けるとか、そういった安全な構造の建築物を、しかもそういった先ほど災害弱者が主に利用するような、そういった建築物を指定しまして、そういったものについてその安全の基準に従った形で建築していただくと。こういう形の規制ですので、全くそういった用途のものを排除するという考え方にはなっておりません。

それで、またさらに住宅などについても、そういった安全を確保したいという場合には、それを市町村の条例の中で規定するということになっておりまして、こちら、建築を禁止するというところまでは入れておりませんので。そういったことで、地域のやはりご判断で、こちらについては関係の利害関係人などの意見を聞いた上で、市町村長の意見を聞いて、都道府県知事が指定するということになっています。そういう手続を置いておりますけれども、そういった全く建築禁止という前提のエリア指定ではないという点で、地域の選択で使っていただける範囲があるのではないかと考えております。

**【櫻井委員】** 質問に答えていただけていないと思うんですけども。どのぐらいの執行を見込んでおられますか、ということなんですけれども。

**【藤原水政課長】** その点については、今まだ地域のほうのヒアリングというのを特にやっておりますので、その点については、今の段階ではちょっとお答えできないという段階です。

**【福岡部会長】** また、いろいろご意見いただきます。

この後も、基本指針についてのご説明、これがメインの話題になりますので、ご意見、

また後でいろいろと事務局のほうに出していただくということで、進めさせていただきたいと思いますが。

私のシナリオでは、そろそろもう政務官がお立ちになるという時間に近づきましたので。ここで、政務官に今までの皆さんのご意見も含めまして、政務官のご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

**【津島政務官】** 今まで大変ご活発なご質問、ご提案をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。この法律、何としても被災者の方々も待ち望んでおりますので、どうぞひとつ、今後ともよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

**【福岡部会長】** ありがとうございました。

それでは、次に津波防災地域づくりについて、事務局から説明をお願いします。

**【金井総合政策局参事官】** じゃあ引き続きまして、次の議題に移りたいと思っております。

資料2をごらんいただきたいと存じます。「津波防災地域づくりについて」ということで、あくまでも、これは基本指針をイメージした素案という形で、今回はご提示をさせていただきます。

ごらんいただきますと、下線部がついておりますが、これはあくまでも説明用につけさせていただいておりますので、最終的にはすべてそのまま下線のない状態になるということ。それから、まさにこれから議論をいただくという内容でございますので、今後もいろいろとご意見をいただいて、修正があり得るということをまず申し上げさせていただきたいと存じます。時間の関係もございますので、できるだけ簡潔にご説明を申し上げたいと存じます。

まず、先ほど基本指針の5項目の記載事項があるというご説明を申し上げたかと存じます。それに従いまして、一応構成をさせていただきます。最初の横一の部分であります。基本的な事項ということで。これにつきましては、津波防災地域づくりの考え方について、記述をしております。最初の1番の部分は、これは経緯的な部分でございますので、簡単にご説明を申し上げます。東日本大震災、今回起こりましたので、災害には上限がない、それから何としても人命を守ると、こういった緊急提言でいただいた内容を踏まえまして、この法律ができております。

それから、先ほどもご説明しましたように、被災地以外の部分に関しての防災についても必要であるということ。それから、さらにこれは国会の中でも非常にたくさん議論をいただいたわけでありまして、今年の6月に津波対策推進に関する法律というものもできて

ございます。この中にも、津波対策で総合的、かつ効果的に推進がされなければならないということが規定をされておりますので、そういった精神も踏まえまして。

また今回の経験として、2ページ目でございますが、ハードを中心とした対策だけではなくて、それ以外のソフトも含めました、低頻度であるけれども、大規模、広範な津波に対して、対策をとっていかなければいけないということで、この法律ができたという経緯が書いてございます。

2番目、2ページ目の下側でございますが。考え方といたしましては、重複になりますが、最大クラスの津波が発生した場合でも、何としても人命を守ること。それから、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想ということをコンセプトにしまして、またさらに、地域活性化といったような観点も含めて、総合的な観点で津波防災の地域づくりを行っていくというのを基本理念とするということにさせていただいております。

それから3ページ目でございますが。この法律の対象は、発生頻度の低い最大クラスの津波といったものに、どうやって効率的、効果的に対策をとっていくかということであるということ。それから、重複になりますが、地域の生活基盤となる住居とか産業、都市機能といったものの確保も含めました津波防災地域づくりの推進ということを記述させていただいております。

それから、3ページの一番最後からの項目であります、基礎調査の点でございます。これは、都道府県が津波浸水想定を設定するに当たりましての基礎調査に関する内容というか、その方法について書かせていただいているところでございます。4ページ目の2番のところでございますが。具体的に3つの調査を掲げてございます。

1つ目は、海域、陸域の地形に関する調査ということで、地形データ、また海底、陸上の地形データを調査するとともに、広域的な観点からは、これは国が行っておりますような航空レーザー測量みたいなものを使いまして、そういうものを都道府県に提供することによって、それらを組み合わせて、地形に関する調査を行っていくということにさせていただいております。

それからイでございますが、これは過去に発生した地質調査等でございますが、過去の津波の履歴といったもので、文献、痕跡、津波堆積物の調査等々を実施しているということ。また、国の中央防災会議等々でさまざまな調査結果が出されております。また、私どものほうでも、さまざまな調査結果を集約しておりますので、そういったものもあわせま

して提供していくということをさせていただいております。

それからウ、土地利用に関する調査でございます。これにつきましては、陸上に浸水をした津波が、それぞれ建物なんか当然存在しますので、そういったものでいろいろと影響を受けるといったものを使いまして、当然シミュレーションを行うわけでございますので、そういったものの把握というのを、具体的に調査を行っていただくといったような内容にしております。

それから、5ページ目の一番下からの津波浸水想定の設定についてでございます。先ほど来からでございますように、最大クラスの津波を想定した浸水の区域、水深を設定するというのが、基本的な内容でございます。6ページ目でございますが、その方法といたしまして、最大クラスの津波というのをどういうふうに見ていくかということでありまして、国の中央防災会議が、例えば今東海、東南海、南海の3連動といったようなものも、今検討している段階でございますが、こういったものも用いるでありますとか、まだそういったものが公表されていない海域につきましては、先ほどの調査のところでもございましたように、過去の履歴調査等々を使って、推定をしていくといったような内容を書かせていただいております。

それから最大クラスというのは、やはりなかなかその都道府県単位ではなかなかすべてを決めることができませんので、国で基本的には検討しますが、独自で設定をするということも可能だということも、記述をさせていただいております。

それから、津波浸水想定を設定するに当たっての条件としては、今回の地震で見られたような状況をかながみますと、悪条件下ということで、朔望平均満潮位や海岸堤防等々の越流による破壊といったことも想定しなければいけないということを書かせていただいております。

それから、その後の7ページの部分であります。これは法律に書かれている部分でございますが、当然、変化がございますと、シミュレーションの設定の変更をしていくといったことでもありますとか、国が技術的な助言を行うこと、また、公表することとともに、十分に住民に対して周知を行っていくといったようなことも書かせていただいております。

それから大きな4番目、7ページ目の下からの部分でございますが、推進計画の作成。これ、市町村が作成をすると申し上げたところでございます。これは、さまざまな主体が実施をいたしますハード・ソフト、これを総合的に組み合わせるということで、市町村として津波防災地域づくりをどういうふうに行っていくかということ、総合的に書く部分

でありますということでもあります。

8 ページ目でございます。これは当然のことながらであります、それぞれ市町村は従来から都市計画のマスタープラン等々、まちづくりの計画というものを持っておりまして、そういったものの整合性の確保ということにも留意をしていただく必要があるということ。

それから、8 ページ目の2番であります。これは具体的な記載事項でございます、最初に推進計画の区域というものでございます。これは、必ず決めていただく必要があるということで、基本は市町村単位ということにしてございますが、それぞれ柔軟に対応していただいているということでございますが、先ほども、ちょっとご説明を申し上げましたが、これに伴う特例がこの区域の中で行われるということになってございますので、そういったことに留意をしていただく必要があるということでございます。

それから9 ページ目であります。イの総合的な推進に関する基本的な方針ということでございます。この中で、市町村が考える津波防災地域づくりの姿というものを書いていただくという部分であります。市町村の全体像でありますとか、また浸水想定による危険度等を踏まえまして、また先ほども申し上げましたような既往のまちづくりの方針なんかともあわせまして、どういった方向性で津波防災地域づくりを行っていくかということ、書いていただく部分としております。

それからウの部分であります、浸水想定区域における土地利用及び警戒避難体制の整備ということ。先ほど来より、ハード・ソフトという話をしてございますが、この中で、都道府県知事が指定をいたします警戒区域でありますとか特別警戒区域、そういったものと、またそれぞれの施設の整備、また避難路とか避難施設、また避難の体制等々、いろいろな要素が絡んでいるわけではございますが、そういったものとの整合性といいますか、どういったふうに合わせていって津波防災地域づくりを行っていくのかといったような、総合的な組み合わせの仕方みたいなことを、ここで記述をしていただく内容としてございます。

それから10 ページ目の一番下の部分、エの部分からは、これは具体的なそれぞれの施設についての記述でございます。事業、事務ということで、11 ページの頭から、それぞれの各号について記述をしております。最初にイのところについては、いわゆるハード施設、海岸保全施設でありますとか港湾施設等々の施設については、まあ実施する事業等の全体について、全体像がわかるような記載をしていただくということ。

それから、次の津波防護施設につきましては、先ほど法律の中でもご説明をいたしまし

たけれども、どういう形で浸水の拡大を防いでいくのかといったようなことを、この推進計画の中で位置づけていただきまして、それをもとに後背地の状況なんかも踏まえまして、例えば道路とか鉄道とかいったような既存の施設が活用できる場合につきましては、そういった協力をいただいて、活用した形の小規模盛土、閘門等の設置といったものを書いていくということを書かせていただいているところでございます。

それから、ハの部分につきましては、市街地整備の関係のものでございます。これらの事業につきましては、防災性の高い市街地の形成といった目的のために、こういった形で公益的施設だったり公共施設を位置どっていくかということも、十分勘案した形で書いていただくということになるかと存じます。

それから12ページであります、ニの避難路、避難施設、公園等々、避難関係の施設であります。こういったものにつきましては、特に積極的にこういうものをつくっていただくということが前提であります、特に人口が多い地域なんかにつきましては、先ほど来ちょっとご説明を申し上げました指定避難施設の制度でありますとか、容積率規制の緩和なんかの施策も含めまして、民間の施設だったり既存の施設なんかを活用して、必要な避難施設を確保していただくということを書かせていただいております。

あとは、ヘの地籍調査、それからトは、それぞれに掲げられた事業のやり方の問題といったものを、各項目としてここに掲げさせていただいているところでございます。

それから13ページでございます。関係者との調整ということでございまして、これは、まあ当然のことを書いてあるわけではありますが、市町村の中での部局間の調整をしっかりと図っていただくということ。それから次の段落は、これは都道府県が浸水想定等々をやりますので、また警戒区域なんかも指定するのは都道府県でありますので、都道府県との連携をしっかりと図っていただくこと。また、その次の段落は、それぞれの施設管理をされている管理者がいらっしゃいますので、そういう方の調整方法をここに記述をしていただくといったような内容にしてございます。

それから14ページであります、今回推進計画をつくるに当たって、協議会という制度を法律の中でも設けております。各関係者、例えば都道府県でありますとか、関係施設の管理者、またさらには学識経験者だったり、住民の代表だったりという方が参画をされて、協議会を構成していただくということになっておりますが、こういうことを活用していただくということを書かせていただいております。

それから14ページの真ん中あたりからは、最後の項目であります警戒区域、特別警戒



区域の指定についてでございます。先ほども、法律の中でご説明申し上げましたこの位置づけの部分については、警戒区域については逃げるという観点で警戒避難体制の整備を行う区域。そして特別警戒区域については、その建築物の中にも、津波を避けることができるといったような、一定の開発建築行為の制限といったかかる区域でありますということでございます。

15ページからが、警戒区域の指定の部分でございます。警戒区域は、先ほども申し上げましたように、住民の生命や身体に危害が生じるおそれのある土地の区域ということで、警戒避難体制を特に整備していただくといったような区域として、指定をされるということでございます。この指定に当たりますと、法律の中でも基準水位という表現が出てまいります。例えば建物がございまして、そこに衝突することによって、津波の高さがかわりますので、そういったものも含めまして、そういうことも考慮した値として決められる水位、これを用いまして津波のシミュレーションをやっていただくということで、こういって求めた浸水深によりまして、警戒区域を決めていただくということで考えてございます。

それから16ページ以降が、警戒区域を決めますと、先ほど法律の中でご説明をいたしました。市町村地域防災計画の中で、さまざまな計画を定めていただくことになってございます。例えば、避難訓練等々がされることになってまいります。こういったことも踏まえまして、また適宜見直していくということが望ましいのではないかとございまして。

それから、次のイのハザードマップでございまして、これにつきましても、ハザードマップをつくるのが警戒区域になりますと求められております。こういった中でも、住民の協力を得まして、ハザードマップというのは、当然これは理解をいただくことが重要でありますので、そういった工夫をしていただくということを書かせていただいております。

それからウの避難施設につきましても、17ページに入りますが、管理協定を結ぶといったような、これは法律上に位置づけられているものでございまして、さらにはやはりその場所、場所の状況に応じて、円滑で迅速な避難が図られるように、配置とか施設についての配置とか避難経路等々を留意して設定することが適当であるということにさせていただきます。

それから、最後にエの避難促進計画。これは、防災上配慮を必要とする者がいるところでございます。こういったところにつきましても、市町村が十分支援を行って、避難促進計画をつくっていくということを書かせていただいております。

17ページが一番最後からは、特別警戒区域の指定についてでございます。特別警戒区域につきましては、先ほど来より申し上げておりますように、さらに危ない地域、警戒区域の中でも危ない地域ということで、建築物が損壊をしたり浸水をしたり、また住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあるという区域でございます、一定の建築でありますとか開発を制限するべき土地の区域ということで、位置づけをさせていただいております。

この部分でございますが、19ページにその検討の目安ということを書かせていただいております。さまざまな調査、分析が行われておりますので、その結果を参考といたしますが、特に同じ浸水深でありましても、津波の到達時間でありましても、土地利用の状況でありましても、そういったものによってかなり状況が変化をいたしますので、そういったものを踏まえまして、それぞれの地域の特性に合ったような決め方が必要であるということを書かせていただいております。

それで、最後の4番につきましては、指定後の対応としましては、決めた場合は、十分こういったものを住民に対して周知を行うということとともに、状況の変化にあわせた対応が必要であるといった記述にさせていただいているところです。

非常に走りまわりましたが、こういった形で今検討をしているところでございます。

参考資料をつけさせていただいておりますが、これは適宜またご説明をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。とりあえずの説明は、以上でございます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。ただいま、津波防災地域づくりの基本方針素案についてご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見等ございましたら、いただきたいと思いますが。

じゃあ磯部委員、お願いします。

**【磯部委員】** 2点あります。1点は、5ページから始まる津波浸水想定の設定の指針ということですが、これは、最大クラスの津波を発生させるような波源モデルについては国が示して、それに基づいて都道府県が浸水想定をするということになっています、と思います。これは、その後浸水想定をしてから、警戒区域を決めたり、特別警戒区域を決めたりというのが都道府県なので、やはり津波浸水想定から都道府県がやるというのが、非常に適切ではないかというふうに私は思いますので、ぜひこのような格好でやるのがよろしかろうと思います。

一つ、注意したほうが良いなと思うのは、6ページの真ん中あたりにありますけれども、「これを待たずに都道府県独自で最大クラスの津波の断層モデルを設定することも可能である」というフレーズと、それからその2行下に、「適切に見直す必要がある」という、最新の知見を常に生かしていくという、この中に入っているのかもしれませんが、仮に、この上のところにあるように、東北については、今回の東北地方太平洋沖地震津波というのがこの最大クラスになるんですが、まだメジャーな、例えば東北3県あたりについては、計算が実測値とよく合うというようなモデルになっていますが、そこからさらに離れていくと、やや精度にまだ難があるというようなところもあって。

離れたところの都道府県としては、ちょっとこのモデルではまだもう少し物足りないというか、精度が足りないというようなことも出てくるのが予想されますので、この今私が申し上げた2カ所のフレーズあたりを拡大して読んで、それぞれの都道府県に適切な波源モデルが設定できるようにというような意味の自由度は残したほうが良いだろうと思います。

もう一点は、前に戻りますが、3ページの下の方のところでした。基本的な姿勢として、ずっと後ろの方も含めて、津波ハザードマップをつくって避難訓練をするというところに、かなり特化してソフト対策というものが書かれているわけですが。やはり津波について、もうちょっと一般的な防災教育というのか、防災学習というのか、そういったものをぜひ、これからもっともっと強化をしないといけないんじゃないかと思っていました。後ろの方ですと、これは基本指針ということで、具体的にやる行為になってしまうから書きづらいのかもしれませんが、基本的なこの考え方という中あたりに、防災教育的なニュアンスというのが入れられないだろうかと思います。以上です。

【福岡部会長】      ありがとうございます。ただいま具体的にご指摘いただいているんですが、いかがでしょうか、事務局。

じゃあ海岸室長、お願いします。

【五十嵐砂防部海岸室長】      1点目のご指摘でございまして、6ページ目のところの4行についてのご指摘がございました。磯部先生ご指摘のとおりでございまして、現在でも、もちろん中央防災会議で南海トラフも含めて4連動とかやっていますけれども、それを待たずに都道府県で、神奈川県も含めてやられていますけれども、その辺の自由度はこの中で盛り込んでいると思いますけれども、先生のご指摘も含めて、もうちょっといい表現があるかどうか、ちょっと内部で検討させていただきます。

【藤原水政課長】 今、磯部委員からご指摘がありました防災教育の点ですけれども、こちらとしても、やはりそういった津波に対する市民の認識というのを高めていくということは必要なことだと思っておりますので、ぜひ前向きな方向で検討していきたいと思えます。ありがとうございました。

【福岡部会長】 制度の件については、いろんなところで制度についてはアップするというようなことは、その後出てきていますので。そっちとの整合を、やっぱり考えた書き方を少しするという方向でよろしいですか。

【磯部委員】 はい。

【福岡部会長】 ありがとうございます。ほかには。

どうぞ、越澤委員、お願いします。

【越澤委員】 資料2の10ページ目でございますが、例えば下から五、六行目のところに、「津波被害が想定される沿岸地域は一般的市街化が進んだ都市的機能が集中するエリアであることから」というような、市街地ということが随所で書かれています。今回は、つまり市街地に対してこういう議論をしていて、漁村集落は別に考えるのか。漁村集落のことを含めて、これ全体を称して、つまりかなり今回平成の大合併で漁村地域だったところも、今合併している地域も多いものですから、これはどうなのかというのが1点です。

つまり、漁村集落地域の復旧、復興の方針はの中で読み取っていくのかという、あるいは別建てなのかというのが1点です。というのは、昭和8年の三陸沖津波というのも実は、都市の部分と漁村集落と、明確に2つに分けていました。今回はどうなのかなというのが1点です。

それからもう一点は、今回の中で一番行為制限が厳しいところが、特定開発行為の廃止とかを含めて、特別警戒区域の中の議論がありますけれども、これは、例えば浸水しない、安全性が確保されている前提であれば、つまり例えば集合住宅をつくって、その地域では2階までは大津波が来る可能性があるけれども、そこはピロティーとかほかの用途に使っておいて、例えば3階以上を住宅にしているとか。あるいは、4階建て以上にしているとか。そういう形態の住宅、あるいは建築計画であれば、それは必ず認めるという趣旨なのか。基本的には認めたくないというような精神で、ややグレーゾーンなのか。そこら辺は、実際どうなんでしょうか。一番そこが多分問題になるところと。それと、行為責任に対する保証の措置がありますので、都市緑地保全法のような、緑地保全のような形で、そもそも制限をしている一方で買い取るというものではなくて、ここはむしろ一定の条件付きの

こういうものがクリアされていれば認める地域だということで理解してよろしいんですか。

【福岡部会長】 それでは、事務局お願いします。2点ございました。

【金井総合政策局参事官】 1点目の10ページ目の部分でございますが、基本的にはこういう形で、市街地の事業という形で書かせていただいている号の説明として書かせていただいておりますが、当然、先生がご指摘のような地域もございますので、そういったところも含めて、推進計画の中に、区域の中に当然ございますので、そういうことも記載ができると考えておりますが、そのあたりも含めまして、今後検討していきたいと思っております。

【福岡部会長】 じゃあ、お願いします。

【藤原水政課長】 特別警戒区域の建築物の規制についてお答えします。この法律の考え方としまして、津波浸水想定に基づきまして、その場所、場所での想定 of 推進というのを公示することになっております。それに基づいて、建物の構造は一定の階高以上のところに居室があるとか、そういったものはちゃんと、きちんと基準に合ったものを建てていただくのについては、許可をする、しなければならぬということになっておりますので、そういった基準に合ったものは、建築していただいて差し支えないという考え方でございます。

【福岡部会長】 はい。

【越澤委員】 1点だけ要望です。ぜひここは、三陸は特に今の漁業地域でそこで多くの経済活動をしているわけで、それに対してどうするのかというのは、やはり国土交通省だけでは考えるのがなかなか難しい部分があって、やはり農林水産省も、もっとやはりきちんと漁師をやっていただいて、広大な地域なほとんど漁村地域ですので、都市計画法もほとんど必要なかったし、市町村のマスタープランにも多分記載がない地域です。ですから、そこをどうするんだというのは大変大きな問題なので、そこはぜひ考えてほしいなと思います。

【福岡部会長】 それじゃあ、今の件については少し次回に向けて考えていただくということにしましょう。ありがとうございます。

それでは、浅野委員、お願いします。

【浅野委員】 拝見すると、網羅性は十分かなと思うんですけども、基本的なところで、ちょっとわからないところがあって教えていただきたいんですけども、こういう法律というのは、基本法に類する法律なのか、それとも何か別な法律なのかということを確認

間に感じていまして。基本法というのは、例えば基本計画みたいなものがあって、これが3年とか5年間で計画があって、その間にこういうことをしましょうよということが書いていて、それで評価を行って、また改定を行って、順次その内容を深めてくるというふうなものがあるわけですね。これは、時間的なことが何も書いていなくて、何年にどの程度のことを達成するんだということは、これだけだと読めないわけですが、そういうところの仕組みの作り方というのが、基本的に少しあるんじゃないかと思うわけです。

さっき越澤先生がおっしゃったような、都市計画の中のまちづくりの計画さえないような地域が結構あるもので、それと同時にこれを行っていかないといけないということになってくると、かなりの時間的余裕を持っていないと、この書いてあることがすべて達成できない可能性もあるし。また、それが不十分だとすると、次期の改定のところで、また司法の様子を見ながらまた改定を行って、P D C A的なもので上昇するような方向に持っていくということだってあり得るわけで。その辺の転がし方に関する話を、どう考えられるのかというのが1点です。

2点目は、これはやっぱり司法の方々というのは、結構作業を行う、また司法内調整があるものですから、結構窓口、あるいは人の配置が必要になるというように思うわけですが、そういうふうな人員的な手配というのが、どうこういうのが行われるべきなのかということが、あんまり書かれていない。

それから、それに関して住民との調整とかいうのがきっとあるわけだと思うんですけども、国、自治体、当事者間の話が書いてあっても、住民との関係というのが書いていないものですから、その窓口がどうやってつくられていって、意向の反映がどうやって行われるのかということは、国民にとってはわかりにくい。そういうことをどうやって表現することがいいのかという、その点もちょっと疑問としてあることで。以上、2点です。よろしくをお願いします。

**【福岡部会長】** それでは、ただいまの2点についてお願いします。

**【金井総合政策局参事官】** 最初の進め方ということかと思いますが、私どももいたしましては、先ほど法律の中でも流れをご説明を申し上げたかと思いますが、基本的には津波浸水想定というのがまず、この基本指針ができますと、その次に浸水想定というのができまして、そこからまあいろんな施策をやっていくということでございます。

やはり、特に全国で使っていただく防災という観点でございますので、できるだけ早く施行して行って、早い段階でいろんなものが進んでいくということが、我々としてもでき

るだけやっていきたいと思っております。まさにこういったものをつくらせていただくことによって、次の段階にどんどん進んでいくということで、進めてまいりたいと思っております。そういう意味でも、この中にもたくさん書かせていただいておりますけれども、いろんな設定に関しても、国の情報提供とか助言とかというのもさせていただくことによって、前へできるだけ進めさせていただきたいということを考えております。特段、こう何か時間的なあれというのは書いておりませんが、できるだけ早目早目の対応をしていきたいというのが、私ども、ここの中に精神として入れていっているところでございます。

それから人力的な配置というのは、おっしゃるところはあれなんですけれども、私どもとしましては、先ほど法律の仕組みもご説明をいたしましたけれども、例えば浸水想定でありますとか、区域の設定でありますとか、これは都道府県のほうでやっていただく。それから、推進計画は市町村のほうが決めていただくという内容でございます。

それぞれの、例えば住民との調整機関みたいなことは、例えば市町村が推進計画をつくる際につきましては、協議会を活用していただくとか、そういったことも中に記述をさせていただいておりますし、それぞれのお決めいただく中で、プロセスの中で、それぞれの主体がやっていくということで、特段国の基本指針の中で、それぞれの調整方法でありますとか、人員の配置の問題とかというのを特段ここで、私どもとしては記載をさせていただかなかったというのは、そういうことでございます。

**【福岡部会長】**　ちょっと待ってください。先に太田委員を指名しましたので。次、よろしくをお願いします。

**【太田委員】**　太田でございます。まずはじめに、今回の基本指針に対して、私はこのようにとらえたということを申し述べまして、その後2点ほど指摘させていただきます。

今回の方針は、基本的には堤防等ハードについては国のほうでしっかりやると。そして、ソフトのほうについては、地域のいろいろな事情がありますので、避難ビルの設置等々も含めて、市町村中心にやっていただくと。それを都道府県がサポートするという形だと思います。

一つ難しいのは、長期的な意味のハードとソフトの間の対策としての、いわゆる住居とか経済活動の場所の立地の再配置という問題がある。これは、なかなか難しい問題があるので、それについては一応市町村等々、現場の意向を反映させるようにしよう。そういうような形で、今回組み立てられているのだらうと思います。

そこで、2点ほど指摘させていただきたいのですけれども、これは浅野先生ともおそらく考え方が似ていると思います。1つは、もちろんこれは法律で、市町村が推進計画を作成できる、そして協議会を組織できるということですが、結局協議会中心に、市町村でやっていただくということだと思います。そうしますと、協議会の機能をどういうふうにしかりとサポートしていくかということが極めて大切だと思います。それが、県を通じてやっていただくという構造になっていると思いますが、ぜひ国のほうもそれをしっかりとサポートさせていただきたいと思います。

2点目は、そこで国がどう考えているのかということは、やはり重要だと思います。それで、協議会においてどのぐらい対策がなったか、なされたかというそのレビューを、必ず3年とか5年とかでやって、当然見直しもしてもらわなければならないと思います。

そこで、少し話が変わりますけれども、中心市街地活性化というのをやったときに、かなり幾つかの大きなコンサルタントが介入したものですから、全国どこでも同じような中心市街地活性化のプランが出てきたと。それは、地域間競争では困ったお話ですねというのが、我々の理解です。

ところが一方、津波防災で市町村によって、何か違うような計画が出てきていいのだろうかということ、少し懸念します。私の町は、津波防災で安心だから来てくださいというような競争はやはりおかしいと思うので、国として全体的に、この計画によって10年間でこのぐらい対策が進んだのかとか、そういうことをレビューすることも考えておかなければいけないと思います。市町村にもしっかりとレビューしていただくということとともに、国としても今回の指針によってどのぐらい対策が進んで、どのぐらい安全になったのかということの評価する体制を、ぜひ構築すべきだと思います。以上です。

【福岡部会長】 ただいまの2番目のほう、特にお願いします。

【金井総合政策局参事官】 法律上も、この推進計画を市町村がおつくりになった場合に、国と都道府県に対して送付をすることになっておりまして、法律上も、それに対して必要な助言ができるという規定を設けております。

これが、今先生がおっしゃったレビューというところにぴったりはまるかどうかはちょっとあれですが、私どももそういうことを踏まえまして、どういった状況で推進計画がどういうふうにつくられるだろうかと、どういう問題があるのかということはしっかりと、すべて送付がございまして、分析をした上で、まさに先生がおっしゃるようなことは、当然見直しの材料としてやっていかなければいけないのかなとは考えている次第でございま



す。

【福岡部会長】 それじゃあ、木場委員、お願いします。

【木場委員】 ありがとうございます。先ほど磯部委員からも少し出たんですが、まず最初、防災教育というか、防災に関する人々の意識を高めるということについて。こちらの推進計画のほうには、ソフト・ハード両面総動員のようなことを書いてあるんですが、ちょっとやはりソフトのほうの記載が少な目というか、ハザードマップと避難訓練の形でしか載っていないので、前々から申していますが、学校など組織の場合は、今文科省でも防災教育というあり方について取り組んだりしているんですが、組織に属していない、むしろ主婦とかお年寄りの方に対してどういうふうに周知していくかというところを、拾っていただきたいなと思います。

それから、大テーマである何としても人命は守るということがあるんですが、これ、私たちの立場に立つと、何としても助からねばということになるんですけども、そうした場合に、これ住民という立場での住んでいる方をどう助けるかということに関しては表記があるんですが、私どもやはり、住んでいるところには寝て起きてと何時間かいて、さらに今度は働く先の町にいる時間も、やっぱり8時間とか10時間とかありますので。市町村にしてみると、一種よそ者であるかもしれませんが、働きに来ている方に対しても、そういった計画についてよく理解していただけるような工夫をしていただきたいなと思いました。

それから、最後は質問なんですが、すみません、細かいことで。下線も引いていないようなことなんですが、11月5日を防災の日と定めたと載っていたんですが、これなぜ11月5日なのかというのを、ちょっと教えていただきたい。もう決まってしまったことなのですが、何となく私は、後世、初めて防災の日と決めるのであれば、やっぱり3・11にして、100年後、200年後にその意味を説明するときに、実はこういうものがあって、そのときにこんな被害があったということを説明するにも、やはりそのほうがよかった、もう決まってしまったことに対してこんなことを言っても仕方ないんですが、要は11月5日はどういう意味だったのかというのを、ぜひ教えていただきたいと思います。以上です。

【福岡部会長】 ありがとうございます。じゃあ、最初に11月5日から。皆さん、関心があるでしょうから。

【金井総合政策局参事官】 すみません。これ、この法律、その1ページ目に書いてあ

ります津波対策の推進に関する法律という中で、この第15条というところで11月5日を津波防災の日とするという規定がされております。この立法経緯を申し上げますと、議員立法でできた法律でございます。

これ、なぜ11月5日かと申し上げますと、私が申し上げるというよりは、その立法過程でこういうご説明があったということでございますが、かつて1854年、安政の大地震というのがございまして、そのときに、和歌山県で「稲むらの火」という、これ小学校5年生の教科書にも載っているような逸話があるということで、庄屋の方が、夜津波が起こったので、自分の土地の稲わらを燃やして、村民を誘導して命を助けたという、そういうあれがございまして、その日が、1854年11月5日だったということでありまして、それをもって11月5日を津波防災の日とするということに定められるということでございます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。それでは、次の働く人たちのことをどう考えるんですか等のことについて、どこかに触れているんですかというたぐいですね。

**【金井総合政策局参事官】** すみません。直接的にそういうところは、特にご在宅のとき以外のことについてのあれには、今の現段階の案では触れておりませんので、ちょっと今のご意見も踏まえまして、どういう形で反映できるかということも含めて検討させていただきます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

それでは、次に津田委員、お願いします。

**【津田委員】** 何としても命を守るという立場から、法律的な対応をしようと思うと、こういう法律になると思うんですけれども、私、先ほどから一番気になって、現実に戻して、三陸海岸沖でそんなに後ろに高台のある地域ってどれだけあるだろうかなと。おそらく、1割もないんじゃないかなと思うんですね。

問題は、安全な土地に住んで、仮設住宅に入っても、仕事のない人がいっぱいおるわけですね。生活保護をもらうなり、失業手当をもらうなり、東電の見舞金で生活するという、それでほんとうに幸せだろうかなと。

漁民の立場で考えますとね、夜明け、夜の夜中から漁に出て、夜明けには帰ってくると、沿岸漁業の大体パターンはそうだと思うんですね。そういう人たちが、船の置いてあるところの近くに住むというのは、これはもう本能みたいなもので、500年に1度の津波に備えて船から離れて住むというのは、日々の生活のことですから、なかなかできないと思

うんですね。これは、何も三陸海岸沖だけじゃなしに、和歌山とかあるいは日本海とか、みんな回っても、漁村はそうですね。特に天橋立のほうの舟屋なんていうのは、家の中に船を取り込んでいるぐらい。

そういうふうなところで、こういう安全対策というのは、ほんとうに実効をどれだけ持つのかなと。むしろ、例えば避難塔、国の総力を挙げて安全な避難塔を設計して、国なり地方自治体で設けてですね、最低の位置だけは助かるような手配をして、漁民はやっぱり海岸に住むことも認めるとか。そういうふうなことをしないと、現実の問題としてこういう法律ができて、適用の恩恵を受ける人数というのは、ほんとうにあんまりそう膨らまないんじゃないかと思うんですね。

だから、国土の安全あるいは有効活用というのを考えれば、そういう漁村に対しても、何とかいざとなれば命だけは助かるというふうな手を、あるいは地域にしてあげるということが、現実問題としては非常に大事じゃないかと思うんですね。それでないと、何かこう安全地域のつくり方の勉強ばかりに終わってしまうような感じで。現実への適用というのをもう少し考えないと、絵にかいたもちになってしまうかなという心配を、先ほどからお聞きして思っていたんです。以上です。

**【福岡部会長】** ただいまの津田委員のご意見に対して、どうぞお願いします。

**【金井総合政策局参事官】** 先生のご指摘のとおりなので、我々としても、まさにそういうことを考えて今回の法律をつくったと認識しておるんですが、そういうふうなご説明になっていなかったら申しわけございません。まさに、今回津波が堤防を超えて中に入ってきたということでありましたので、やはり何としても命を守るということで、避難施設の整備というのを、当然浸水するところでも、そういうところで避難体制をしっかりととっていかうと。まさに、この警戒区域のところは警戒避難体制をしっかりと書いておるのは、そういう精神でもございますし。

あとは、特別警戒区域で規制がかかるというところに、非常にそういう印象を持たれたのかもしれませんが、先ほど来よりご説明があったように、水深以上のところに関して、逃げるところがあるということに関していうと、建築は可能ということになりますので、そういったところも含めまして、かなり柔軟に今建築規制なんかもかけたつもりであります。なので、できるだけ津波が来ても逃げられるところを確保した上で、必ずしも全く建築、例えば住めないとかですね、そういうことをつくった法律ではないので、できるだけ現実に即した対応をしていこうということで、我々としては考えた次第でございます。

【福岡部会長】 私、座長ですけれども、書いてあることは、かなりそういう思いで書いてあると思いますので。もう一度見ていただいて、いろいろご意見を、後ほどまたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【津田委員】 はい。

【福岡部会長】 それじゃあ、マリ委員、お願いします。

【マリ委員】 今、座長のお話のとおり、おそらくたくさんのことを考えられて、それがあまりにも多過ぎて、こうやってすごく薄まってしまったのかなという感じがするのは、あんまり絵が見えない感じなんです、法律の中で。私自身も、津波の後に何度か行かせてもらって、むしろ安全なところに逃げられる場があっても、私が一番印象に残っているのは、ちょうど河口の護岸整備されたところのコンクリートのスラブが横20メートルぐらいのものが、そのまま持ち上がってサーフボードのように後ろの建物に全部突っ込んであるんですね。ということは、護岸整備をして、国民を守ろうとしている工事自体が、逆にそれが脅威になっている部分があるので、そのつくった業者が、もしかしたら手抜きをしたのかもしれませんが、よくわかりません、もしかしたら津波の力のほうが大きかったからそうってしまったかもしれないので。

そういう意味では、この大規模型の地震、津波というのは、今回が最大で30、まあ40メートル近かったと思うんですけれども。ですけれども、じゃあ50メートルが今度次の最大になったときに、どうするという事だと思えます。

女川の方々とのインタビューとかいろいろさせていただいた中で、何人かサーファーの方々とのインタビューで言われたことは、最大この浸水想定とかはいろいろ言われて、波の高さも言われているけれども、波の強さというものに関する情報がもう出ていないと、彼らは言うんですね。私は全部見ていないので、わかりませんが。

波が入ったときに、結局私たちが外から見えている波の大きさと、その波の中の強さというのは、ものすごくはかりづらいもので。むしろサーフィンをやっている人たちは、その中に入ってサーフィンをやっているわけですから、その波の強さって感じるわけですから。その強さというものをどういう形でエスカレートするかということは、2つの波があわさったところで、また倍増して入ってくるわけで。女川の場合は、2カ所から各度で入ってきているわけですから、それが毎回津波があるたびに同じような各度で入ってくるわけではなく、むしろ自然の中でどこでそういう地震が起きたかによって、またその圧力というのが変わってくるわけなんです。

ですから、今先ほど津田さんがおっしゃったように、やっぱり一般の方々の生活の中で、どうやってこの法律が皆を守ってくれるのかということが、もうちょっと見えやすい文面になってくれているほうが受け入れやすいのではないかなと、私も感じるわけなんです。おそらくこれをつくるときも、調査するときも、どれだけの方々を個人的に調査に行かれた国交省の方々が、どれだけの人たち、どれだけの一般の方々と実際に声かけて、語って、それで災害にあった方々からヒアリングをして書かれたかということが、ものすごくここにはあらわれると思うんですね。ですので、そういうことも少し、どういう調査をされてこういうことになったのかということも、大変重要だと思いますし。

陸内の地震の中でも、この前立山のほうに行きましたら、立山が100年前に地震があったときに、立山の山が崩れて、日本海までその瓦れきがずっと落ちてきたと。だから、津波が上がってくるだけの問題ではないので、むしろ一般の人たちの避難ということ、いろんな想定を、想像力とイメージーションの上で、こういうシナリオになったときにはこう逃げよう、ああいうシナリオになったらああ逃げようということはすごく需要で。地元特性によって違うと思いますので。

むしろ、先ほどの浅野さんの話の中でも、とつても丁寧におっしゃったのが、この人材をどうするのかというふうなことがありましたけれども。むしろ、人件費ってどれだけ、だれが出すのかということが、もっと重要だと思うんです。今、復興しようとしている三陸の方々に、自分たちがもとの生活に戻ろうとすることで、エネルギーと金銭的に大変な思いをしている中で、さらにこういうことまで、ある意味ではプロが必要とされるようなところに、これだけの方々をもう一回自分たちが裂くことになりますと、普通の生活には戻れませんので。ぜひ国のほうから、そういう方々をもっと大勢入れて差し上げて、こういう仕組みをつくっていく形をつくっていただければ、私はいいのではないかなと思います。まだまだありますけれども、時間がないので失礼します。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。何かただいまのご意見に対して。

はい、どうぞ。

**【五十嵐砂防部海岸室長】** 恐縮ですけれども、参考資料の1、お手元に参考資料の1という資料が配付されていると思います。恐縮です。参考資料の1の3ページ目をちょっとお開きいただきたいと思います。参考資料1、3ページ目でございます。

この中で、頻度の高い津波、最大クラスの津波という表現がございます。今、マリ委員がおっしゃいました、確かに今回海岸堤防を大きく越流して、三面張りですから、一部コ

ンクリートも使っていたものが陸側に行ったと。これは、私も見てきましたけれども、一部そういう現象はございました。

それに対して、今回のこの新しい法律は、下の最大クラスの津波を対象に命を守るということで、ソフト・ハード総動員ということしております。我々、そういう海岸堤防についての反省、大変ございまして。それが、上の頻度の高い津波、高さはそれほど高くないんだけど、海岸堤防を越流してくるというものがあるという中で、この頻度が高い津波について、下のほうにアンダーラインで、「設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できる」ようにということがございます。

三面張り、これは伊勢湾台風、昭和34年のときに、薄く表面を、土手の表面を薄いコンクリートで覆って、高潮に対して対応しようということやってきたんですけども、津波の越流というところが、まだまだ勉強不足だったところもありますものから、それに対しては、例えばちゃんと配筋をして補強するであるとか、三面張りのコンクリートの厚さを多少大きくしてあげるとか、なるべく海岸では壊れる前提ではございますけれども、なるべく長くもたせるとか、そういう工夫は考えておりました。この法律とは別の体系で、提言もいただきまして、各都道府県には通達、粘り強くは海岸構造の通達も出させていただいたところでございます。

**【福岡部会長】** ありがとうございます。

私も、実はこういう技術にかかわってまして、今。ほとんど毎日こういうことを考えて、今委員が言われたことは、常に頭に置きながらやっていますので、ご期待に。今のは最大クラスの津波のお話で、頻度の高い津波とこういうものがあるので、最大クラスの津波に対しては、どう私たちは今のご意見に対して答えていくべきか、頻度の高い津波に対してはどうするかというのは、今いろんなことを勉強している、同時にまたそれをいろんなところで試みて、今までのものでよかったのかどうかも含めて検討しようとしているということです。蛇足になりますけれども、そういうことで、今勉強している最中です。

それでは辻本委員、お願いします。あと田中委員で、一応閉じさせていただきたいと思っております。

**【辻本委員】** じゃあ、資料2についてです。調査、とくに基礎調査が結構しっかり書かれていると思います。シミュレーションをしていくという視点で地形、それから土地利用とかをしっかりと測っていきますよと書いてはあるのですが、先ほどから少し話が出てい

ますように、そこで人間がどんなふうに生活しているのか。人口の動態であるとか、どんな産業がどんなふうにかかわっているのか。なおかつ、その産業は外の産業とどうかかわっているか。今回、サプライチェーンのが問題になりましたけれども、自分たちのエリアの産業がどこの産業と関連しているのか。そういうことも含めた意味合いでの基礎調査でもあってほしいという気がしました。

差し当たってシミュレーションが、例えば打ち上げ高ですか、流体力のためにせき上がることも考慮したシミュレーションをやるということで、かなり丁寧にいっておられるということはよく理解できました。しかし基礎調査が、シミュレーションのためだけにどうも向いているようで、むしろ、その後のことも考えた基礎調査という意味でこの辺をしっかりと充実させてほしいという気がしました。確かに人命は大事だけれども、その後の生活ができなくなる、社会機能が麻痺すること、あるいはその後国全体に影響が及ぶことについても避けねばなりません。基礎調査にはそうした視点も欲しいなという気がしました。

それから、津波のシミュレーションをしたとき、先ほども流体力の話がありましたけれども、水深ということが強調されていますが、水深以外にやはり防災の一番大事なのは到達時間です。これ後ろのほうには書いてあったのですが、やはりシミュレーションの一番最初のところに到達時間の情報としての重要性を書くべきだという気がします。警戒区域を決めるにしても、到達時間は、浸水深とともに絶対忘れてはならない大事な量だと思います。

以上が資料2の調査に関することで、あとちょっと全体に関する意見です、地域の機能ということについて、やはりもう少し地域、地域の機能、町の機能というものを単純化しないでもう少ししっかり書いてほしいと思います。先ほども話をした堤外地での利用は、特に海に面した地域の活性そのものなんですから、堤外地ということのを忘れない、堤外地はもう活動させないということでは絶対あり得ないと思いますので、堤外地の活動を含めた地域のあり方みたいなものを、しっかりつかんでほしいのです。そうすると、ポンチ絵をかくときにも、堤外地の外には海しかないような絵でなくて、堤外地での活動をしっかり認識した絵にしておいてほしいという気がしました。

それから、もう一つ、3ページですが、発生頻度の低い最大クラスの津波への対策ということ、何度か書かれています。発生頻度が低いというふうな言葉があると、まだまだいつ来るかわからないというふうな認識になりがちですが、実は、津波を起こすようないわゆるプレート型のものについては、発生頻度は低いんだけど、ある限られた年度内

に非常に高い確率でやってくるということが、ある程度予知、予知というんですかね、認識されているものがあります、例えば東海、東南海、南海みたいに。

全体からすると低頻度なのですが、この何年かの中に、実はエネルギーが蓄積されていて、確実に起こる、こういう意識をしっかりと書いてほしい。そういうところは、非常に優先性を高く、早く防災計画を立てて、早くそれが実現するよというのを、やはりこういう法律を前へ進めていくときの大事なメッセージだと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

【福岡部会長】 よろしくお願ひします。非常に大事なことを言っていたらと思いますので、今のコメント、ご意見をぜひ反映したいと思います。ありがとうございます。

じゃあ、田中委員。

【田中委員】 7ページ目で、公表のところなんですけれども、この浸水想定の設定と公表で、この公表者というのは、つまり発信者というのは知事であるということによろしかったでしょうか。これは、しっかりと共用しておきたいというのが最近も報道されている中で、県が決めたことなので市は発表できませんということで、これが発表されなかったとか、ちょっとそういうふうな報道も少しありましたので、そこをしっかりと速やかに、こういう公表がなされるということが共有されるべきであるなと思いましたので、そこをわかるように明記いただけるとありがたいかなと思ったのと。

その後半のところも、公表に当たってはというところの傍線が、説明用だけで削除されてしまうと、非常に重要なところが抜けるかなと思いますので。こういう情報は、特にかかわる人には、認知率100%行かなければいけないというふうな情報だと思いますので、あらゆる伝達方法で、公表と周知をするということがわかるような表記をいただければと思います。

【福岡部会長】 よろしくご検討ください。

じゃあ小浦委員、最後よろしくお願ひします。

【小浦委員】 重複しているところもあるかもしれないんですが、やっぱり今、被災地で復興の中で、堤防の高さをどうするかというのは、非常に大きな課題となっていると認識しています。それは、安全という問題と同時に、先ほどご指摘がありましたように、地域がどう今後生きていくのかと、稼いでいくのかということも含めてですね、生きていくのかという中での選択を迫られているという状況だと理解しています。

そうしますと、ここの書き方として、ハード・ソフトをうまく使ってという、会長がお



っしやられるように、そのスタンスはすごくよくわかるんですけども、そのときにそれがどういう意味なのか、安全の目標のレベルとして、どういう選択肢の可能性があるのか、どういう考え方ができるのかというようなことは、何かもうちょっと親切に書いてもいいかなという気がします。

というのは、やっぱりものすごく迷われていますね。地域の方も、自分の命の問題と、それからいかに日常を快適に、あるいは地域の風景であったりとか、地域の活動であったりというものが円滑にというか、あるいはその地域の歴史であったりとかというものが、持続的にというような中で、かなり迷われているというふうに、私自身お話を聞いていて感じます。そういうことに対して、安全の目標とは何なのか、安心の目標とは何なのかということをもう少し丁寧に表現してはどうかというのが、思うのが1点であります。

それからもう一つは、特になぜそう思ったかという点、これ最大の、頻度は低いけれども最大の津波という前提なんですけれども、そこがやっぱりもう少し明確にわかるようにというのは、それが安全の目標とか安心の目標の考え方につながっていくと思うので。でないと、何で頻度の低いのと高いのが、どう違うのかというのがわからなくなってくると思います。これが1点目。

それからもう一つは、これ推進計画を各自治体、市町村がつくったとしても、一遍にできるわけではないですよ、どう考えても。安全な状態に町を変えていくというようなことには、すごい時間がかかりますね。堤防一つつくるにしても、かなり今でさえできていないのに、洪水に対する堤防ですら十分まだできていない状態の中で、すごい時間がかかると思うんですね。そういう時間概念みたいなものですね、目標に対してどういうプロセスでこの安全のレベルをどうしていくのかということの、何かこう考え方があってもいいのではないかというふうに思います、というのが2点目です。

それから3つ目は、地域防災計画なんですけれども、これは、土砂法のとくにも随分と現場では議論があったんですが。つまり、水、洪水、水があふれて逃げる方向と、土砂があふれ、土砂が崩れて逃げる方向って、逆方向の場所ってすごく多いんですね。それで、避難路の話とか、避難地の設定であったりとかとなると、市町村的にはどうしていいのかわからないという現象が起こっていました。さまざまな災害というのは、さまざまな特徴を持って発生してくるわけで、地域にとっては、それすべてに対してやっぱり安全のレベルであったり、その地域の安心のレベルというものがあるわけで。先ほど、最初に岸先生もおっしゃられていましたように、そういった総合的な判断というものを一体どこでする

のかと。それは、すべて地域、津波の話ではないとは思いますが、そういった全体像の中で、この津波というものをどう位置づけるかというあたりのスタンスみたいなものは、あってもいいんじゃないかと思います。

それと、先ほど越澤先生もおっしゃられましたけれども、集落の話、あるいはさっき最初に言いましたように、縮退傾向の、縮退をちゃんとしなきゃいけないような、そういう人口減少下の中での計画ということ、もう少し意識したような計画のあり方というものがあるといいと感じます。

【福岡部会長】      ありがとうございます。

今、小浦委員の言われた中の推進計画がどういう、時間をかけながらどういうふうにつくっていくのかということについて、見づらいと、見えづらいと。私も実はそう思っていますので、そこは次回、わかりやすい何か図面というか、少し概略でいいですけども、出してもらうということが必要でしょうね。何かこういう文面だけ見ていると、イメージがわからないと。私も実は昨日、ちょっと打合せしたときに、そういうことを申し上げていたんですけども。今は少し頭を使ってやっていただきたいなと、私も思います。

そのほか、コメントとしてぜひご意見を反映する方向で、まず議論していただきたいと思えます。

今日は、たくさんほんとうは皆さんからご意見をいただかなきゃならなかったのですが、非常に多くの意見をいただいて、時間が足りない、足りなかったんじゃないかなと思って、申しわけなく思っています。

まだ次の、後でご連絡があると思えますけれども、私たちがいただいていますのが27日にいよいよこれを素案から案につくっていかなくちゃならないということで。そういう意味では、今日の議論を受けて事務局は十分検討していただきますし、また今日私が途中でもう少し短くなつていらんことを言ったために、ほんとうに伝えたいことを伝えられなかった委員の方々が多いと思えますけれども、事務局からいろいろな意見をいただきたいということで、年度末ですけども、調べがというか、お願いが行くと思えますので、それに対してぜひいろいろなご意見をつけていただきたいなと思えます。これは、次回に向けて立派な、今日のご意見を含めてしっかりしたものをつくる義務を私たちは持っていると思えますので、ぜひそのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の議事は以上ですので、これをもちまして社会資本整備計画部会及び河川分科会の合同会議を終了させていただきます。

最後に事務局から連絡事項があるようですので、よろしく申し上げます。

【大江政策調査専門官】 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。また、福岡部会長におきましては、議事進行のほうをまことにありがとうございました。

事務局からの連絡事項、2点でございます。1点目は定例でございますが、本日の議事概要の公開につきましては、近日中に概要をホームページにて公表、そして詳細な内容につきましては、各委員の皆様にご確認いただいた上で公開する予定でございます。

それから2点目、日程の予定でございますが、先ほどございましたが、次回の合同会議につきまして、12月27日火曜日、午前10時から約2時間の予定で、本日と同じこの11階特別会議室におきまして開催させていただければと存じます。なお次回につきましては、本日の議論を踏まえまして、国土交通省より津波防災地域づくりの推進に関する基本指針の案というものをお諮りする、そのような予定でございます。

なお、後日事務局よりご案内を申し上げますので、年末の開催になりましてまことに申しわけございませんが、ご出席のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の合同会議はすべて終了でございます。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —